

## 大洗町議会政治倫理審査会 議事録

1 日 時 令和4年9月12日(月) 午前10時～午前10時46分

2 場 所 大洗町役場3階 議場

3 出席委員

委員長	菊地 昇悦	副委員長	柴田佑美子
委員	坂本 純治	委員	勝村 勝一
委員	海老沢功泰	委員	和田 淳也
委員	小沼 正男	委員	石山 淳
委員	伊藤 豊	委員	櫻井 重明

4 欠席委員

5 案 件

(1) 飯田英樹議員に対する政治倫理審査について

6 その他

菊地委員長

ただいまより政治倫理審査会を開催いたします。

ただいまの出席委員は10名であります。

携帯電話やスマートフォンをお持ちの方は、マナーモード、もしくは電源を切っていただくようご協力をお願いいたします。

初めに、この審査会ですが、条例第6条第5項の規定において、本会議は公開にする。ただし、委員の3分の2以上の同意がある場合は非公開となっております。公開、非公開についてご意見のある方は挙手をお願いいたします。

【公開の声あり】

菊地委員長

公開の声をいただきましたが、よろしいですか。

【異議なしの声あり】

菊地委員長

ご異議なしということで、この会議は公開といたします。

この設置された審査会は、第2回でも申し上げましたが、調査請求があった内容について調査、審査を行って、倫理条例基準に違反しているかどうかを審査する委員会であります。

前回の審査会では、調査事項の1と2の審査報告の件、今村議員の審査員として加わるべきかどうかの件、また、飯田議員や今村議員からの意見聴取の件など、様々協議していただきました。あわせて、次回の委員会開催については、本定例会中に開催してはどうかという意見がありました。前回も申し上げましたとおり、本審査委員会の報告期限は10月11日となっており、円滑な審議を進めていくことが必要となっております。以上のことから、飯田議員及び今村議員に対し、聞き取り調査を行うため、本委員会への出席要請をさせていただきます。

今回は、今日は今村議員が議会欠席でありますし、この委員会においても欠席というそんな状況であります。このようななかで何かご意見がありますか。というのは、先ほど言いましたように、今日の会議は二人の意見を聞くという、そういう流れで同意を得たわけですが、挙者をもって発言をお願いします。坂本委員

坂本委員

まずはお二人からの意見を拝聴するという流れは、1番と2番に分かれているところの2番に当てはまるのかなというふうに感じているんですが、1番に関しては、あらかじめその25名の方が出された署名に対する議会でのなかでの審議なんでしょうから、そのあたりとどういうふうにセパレートして審議をするかが、まず今、委員長から提示がされてなかったんで、どのような方法をとるかでその意見が変わってくるのかなというふうに思っております。

勝村委員

今、坂本委員から出ましたけども、両方いないと審議が進まないかなって思いもありますし、一本ずつ分ければね、そうではないかもしれませんが、委員会の進行としては当事者二人いないと進行が出来ないかなと思いますけども、委員長、いかがですかね。

菊地委員長

そのほかありませんか。和田委員

和田委員

今、委員長が言われる話は、これは1と2に分けて、2を先に審査するというご意思ですか。私、番号順に1番と2番、分けるっていう、審議するんであれば、やはりですね1番から先に、現況はどうなっておるんだと、まずその事実確認をしておかないと、それ言った言わないの話になっちゃいますんでね、まずじゃあ飯田議員が条例違反をしているという、この事実確認をしておかないと駄目だろうと思ってます。

伊藤委員

前回の審査会では、ここの25名について聞き取りをと言ったら、小沼委員のほうから、この25名の代表者が今村議員だということで、今村議員のほうに説明を求めたほうがいいですよと、25名の方呼ぶのよりは、今村議員がこの25名の方の代弁者なんだという意見があったので、なので言い分があるでしょうし、でも、ここの署名書に書いてあることは、「違反しています」って書いてあるんですよ。議会政治倫理条例に違反をしていますって書いてあるんです。それは、していますっていう言い方がどうなのかなという

ことも私は気になるところです。ここは、審査会は、その違反をしている疑いがある時に審査委員会を開いてどうなのかっていうのを議論するのに、ここで違反をしていますというのは、もう書き方がもう決めつけているということで、これは説明をしてほしいなというのは、その代弁者である今村議員にも説明してほしいですし、していないっていうであろう飯田議長の出席を求めて意見を聞く、本人の意見を聞くということが必要だろうと思います。

菊地委員長

説明遅れましたが、今村議員が今日欠席ですけども、そのことについて事務局から説明をお願いします。

議会事務局長

では、私のほうから、今日お呼びするに当たりまして今村議員との体調の確認のことだけ、議長のことも含めてですね、お伝えさせていただきます。

まず、議長のほうにつきましては、この定例会最終日ということで、これまで副議長がその運営を担っていただいていたということもありましたので、そもそも11日ぐらいまで治療ということで、施設というかそういうところに入所予定というところでありましたが、金曜日の日にそこから退所されたというところで、12日はこのまま体調に異常なければ出席できるということを、金曜日とか木曜日の日には確認をしているところであります。

今村議員に関しましては、火曜日の時点で体調の確認を一度させていただきまして、その時にかかりつけの病院の関係で、いつもと違う病院に行くというところがありまして、行って体調、いわゆる発熱等があるということでしたので、それをもって受け入れている病院のほうで、ご自分で抗原検査はされたんですけども、コロナの疑いがあるということで。その時に陰性ではありましたが、病院のほうで改めてPCR検査を行っていただきたいというところで、水曜日の日にそれを行って、木曜日の朝に確認をしたというところで、陰性だったというところでありました。それを持ちまして正式な治療を、診察をされて、要因は色々あるんだろうけれども、週末ぐらいまで、特に何かの薬を服用されたとは聞いてはおりませんが、様子を見ていくんだと。その時点で、木曜日の朝の時点でとですね、あと水曜日の夜の時点で、12日大丈夫ですか、これは定例会のほうで大丈夫ですかというこの話が一つ、それから、この12日の定例会が終わった後に、実は審

査会のほうを委員長や副委員長なんかとも話をしている、その時には今村議員や議長のほうからお話を聞き取るような、そういったことを考えていますというところもありましたら、わかりましたという話をさせていただきました。昨日というか、今朝というか、今日の、具体的には夜中の12時ぐらい、昨日の夜の12時というんでしょうか、にあたりにはLINEで連絡が来まして、熱があるので今日病院へ行くので欠席をしますというところの話でして、特にそこには定例会であるとか審査会ということは触れずに、ただ欠席するというところでありました。お体の状況については以上であります。

#### 菊地委員長

以上が今村議員の欠席の状況であります。

今、どうするかと、二人を呼んでこの日に調査するというところで結局この会議を開いているわけですが、二人いなければ出来ないのかどうかということをお諮りしたところなんです。両方いないと進めることが出来ないという意見がありました。1と2はまた別個の問題だから、それにふさわしいような審議の進め方ということが大事だということが言われましたが、そのことについて今日は本人いませんので、今村議員がいませんので、飯田議員だけの調査にしたいと、してもいいんじゃないかと私は思います。というのは、先ほど言いましたように、後が決められておりますので、できるだけ早く話を進めていく必要があるんじゃないかと。本来ならば、今日は二人ですけども、別々の日程で行ってもいいのではないかとこの考えもありました。同じ席に並んでここで説明をいただくというものではなくて、全く別の方々ですので、聞く対象、質問する内容も全く違いますので、今日は飯田議員に対しての聞き取り調査ということで進めてはいかかなというふうに思うところですが、いかがでしょうか。勝村委員

#### 勝村委員

日程は決められておりますので、10月11日。ということは、やはり二人同時に、一人ずつ入れればいいわけだから、それは二人同時に呼ばってやったほうが、時間的には短縮できるなと思いますけども、別々だと時間かかるでしょう。どうですか。俺はそう思うんですが、いかがですか。俺思ってた、一人ずつ入れればいいんだもん。対処していただいて、並んでればきっとね、なるから、すいませんけども。

菊地委員長

はい、柴田委員。

柴田委員

今、事務局長のほうから、本日開催するにあたっての流れとといいますか、先週、今村議員、飯田議員にご連絡をしながら、私と委員長と検討しながら日程を決めたという経緯があります。本日、お二人にもこういう説明をということで連絡をしてあるなかでの本日とといいますか、夜中の欠席の連絡が今村議員からあったということですが、その都度、その都度、開催がもう決まっていて、体調が悪いので欠席しますということでそれが流れるということは有り得ないことだと思いますので、本日は飯田議員お一人参加ということですが、このまま進めていただきたいと思います。以上です。

菊地委員長

じゃあ、和田委員から。

和田委員

委員長、これ確認したい。これ、2番に対する審査だよ。2番ね。だから、2番に対する審査というのは当事者同士の何の証拠もないんですよ。言った言わないの話なんでね。いいですか、だから言った言わないの話になるから、お互いに聞いていたところで言わないと、また話がこじれるでしょう。だから、じゃあまず今日は1番審査したらいいでしょう。1番を。1番審査して、それで後は体調戻ってから、二人が聞いているところで話し合っ、我々がそれを聞いて判断すればいいんじゃないですか。

菊地委員長

はい、石山委員。

石山委員

基本的にはですね、委員長と柴田委員の意見に賛成ですけども、1番の審査から始めるべきだと思いますので、以上です。

菊地委員長

じゃあ、小沼委員。

小沼委員

私も和田委員の意見に賛成で、本当にこれ、いつまでもこういうことやってても、後が決まってる話なんですから、今日はできれば1番からやっていただきたいというふうに思います。

菊地委員長

はい、色々。じゃあ、櫻井委員。

櫻井委員

私も石山委員が言ったとおりなんですけども、1番のなかで政治倫理違反、この条例が制定されていることは飯田議長、わかっていながらここに就いたということなんで、それを、なぜ就いたのかとかそういった背景も含めて、やはり1番でも飯田議長にも答弁を求めべきかなと思っております。

菊地委員長

はい、和田委員。

和田委員

それはそうなのでしょうね。ただね、条例違反を行ったということは、例えば裁判所でね判断される時には、もう条例がいかにもその不合理であっても決まっているものに対して違反したということは、完全な違反なんですよ。だから、それはね無視して、その条例を無視して就任したということになりますんで、それはそれで問題だろうと。そこで就任の経緯を聞いても、それは言い訳にしかならないのでね、言い訳は聞いてもしょうがない。だから、全部事実があるんで、その事実をどうするんだっていう話なんですよ。なぜ就任したかっつたら、それは言い訳ですから、わかってて就任したということなんだから、それはまずいんじゃないのかっていう話なんですよね。それで、何でわかってんのに就任したの。完全な条例違反でしょう。それ条例違反してもいいのかって、言い訳できれば。

そういう話になってくんですよ。

菊地委員長

和田委員、色々と発言ありますけども、今日は、今日なぜこの会議を開いたかということで、その、1と2について当事者から意見を聞こうという、そこで一致して今日臨んでいるわけですね。それで、端的にどうするか、今日は会議を、飯田議員一人に対して色々説明をしていただく、これが一つ、あるいは今日は二人いないから、じゃあ今日はやらないという、その決断ですね、そのことが今、私さっきから、中身について今ね言われても、それは全然違う話ですので。

和田委員

これはね、いいですか、だから、言った言わないの話になっちゃうから、ここで。例えば議事録、後で見てくださいよって。細かいとこまで全部議事録に出るのかどうかということもあるんですよ。例えば先ほどのね、委員会の審査の様子が全部かいつままでの重要なところの議事録になるわけですね。だから、それではちょっとおかしかろうという話。だから、お互いにいる間に言った言わないになりますから、それをなくさない、なんないように、二人揃ってやってないと、片落ちですよということを私は言いたい。

菊地委員長

わかりました。じゃあ、柴田委員。

柴田委員

ただいまの和田委員からの発言で、先ほどから条例違反していると限定しております。この審査会は、この倫理条例に違反しているかどうかを審査するための審査ですので、始めから断定しているということは間違いだと思っております。以上です。

菊地委員長

一応、今日はどういうふうにしますか、やめますか、飯田議員だけ、一人だけ説明をいただきますか、この二つのうちの一つです。改めて二人が揃うまで開かないということになれば、日程がいつになるかわかりませんが、そういう方向で進めていくということに



なります。

【委員長、1番を先にやったらいいでしょうよの声あり】

菊地委員長

いや、だから、皆さんの挙手で

【事務局が今、種類まとめてますから、それ確認したほうがいいよの声あり】

菊地委員長

ちょっと休憩します。

【午前10時20分 休憩】

【午前10時22分 再開】

菊地委員長

再開いたします。

先ほど、今日の会議の進め方について若干説明いたしましたが、どういうふうに進めていこうと考えていたのか、まずその辺をもう少し、若干つけ加えさせていただきます。事務局のほうから説明いたします。

議会事務局長

今日、お二人がいらっしゃったという前提の下に、どういう進め方をするのか、いわゆるルールみたいなもので、最初に委員長のほうから皆さんに確認をしていただく事項があったので、それをまず皆様にお伝えして、本来こういう進め方をする予定だったんだというのを踏まえて、先ほどそのお二人の方がいいのか、お一人でも審査ができるのかということでご判断していただくのがよろしいのかなと思いますので、今からご説明いたします。

まず最初にですね、この調査事項について今回の意見聴取ですけれども、事実の確認をするために行うものでありますので、本人に対しての追求であるとか、非難をする場ではないと、こういうことをしっかりご理解をしてくださいということがまず一点。

次に、この審査会、今日はですね、お二人から、飯田議員、今村議員から意見を聞くのみの会としておりました。

次にですね、今回調査請求、調査の対象者である飯田議員につきましては、冒頭に本人

からの今回のことに対する釈明というんでしょうか、お考え、ご意見ですね、その機会を与えるということを考えておりました。

次に、その審査する順についてなんですが、今回の調査対象者は飯田議員であることから、飯田議員、今村議員の順でお話を聞くというふうに考えておりました。

次にですね、全委員さんのほうから、なるべく質問をしていただきたいというところで、ただ、時間が無限にあるわけではないと、いろんな意味で限られているというところから、普通の議案と同じようにお一人3回を、質問回数ですね、を基本といたしまして、全体時間お一人それぞれですね、飯田議員、それから今村議員、それぞれで1時間、委員からは簡潔にご質問を行っていただいて、なおかつ重複した質問は避けていただくように。

こういったもの、いくつかのルールを決めた上でお話を聞いていこうということで、先ほど小沼委員やほかの関係らもご確認がありました、その1の事項、2の事項ということにつきましては、まず飯田議員をお呼びした後、それでは1の事項についてご質問がある方はご質問してください。1の事項が終わった後は、今度、2の事項についてご質問してください。これが終わったら、今度、今村議員に聞いて、同じように1の事項、2の事項と聞くんですけども、ここでは聞く内容があるのかどうかというのは、皆さんそれぞれ違うかと思しますので、いわゆる平等にと言っては変ですけど、お二人とも同じ形で、同じルールで、同じ内容で聞いていく。ただ、飯田議員に関しましては、本人からの釈明の機会というのを設けたというところが今回の流れでありました。

私からは以上となります。

菊地委員長

今のが今日の会議にあたっての考えていたことであります。

そこで、冒頭色々のご意見いただきました。それで、1と2という大きなテーマが二つありまして、今日はね、1について、これを調査するにあたっては二人いなければそれが進められないのかどうかということが一つあります。今日はそういう点で、飯田議員だけの意見を聞くということで進めてはどうかということで私たちは考えておりました。

**【決とったらいいべよの声あり】**

菊地委員長

よろしいですか、どうするか。ありますか。はい、和田委員

和田委員

1の問題はね、条例違反してるかどうかということなんです。条例ってちゃんとしっかり書いてありますよね。それに対して違反してるかしてないか、先ほど柴田議員からあったけれども、してないという可能性もあるということなんです。我々は、条文があって、その条文に照らして、それは違反だろうと。しかも、10年ぐらい前ですか、やっぱり全く同じ状態で、副会長に就任した。で、その方は条例違反に当たるといってね、議員を辞職されてる。そういう前例がありますのでね、全く同じなんです。商工会副会長に就任された、それで条例違反だよって言われて、じゃあ私、議員を辞めますよという話になった。条例違反の場合は、それはどちらか好きなほうを辞めればいいんであって、それだけの話なんです。ですから、ちゃんとそれが条例違反なのか、違反じゃないっていう方がいれば、その根拠を示していただいてやってもらえばいいと思うんです。

菊地委員長

和田委員、そこまで話ね、今日の会議でそこまで進めようということじゃないんです。ね。私たちは、条例に抵触しているかどうかを審査するために、この委員会やる。だから、今日はここでその結論を出すものでもないし、その前に事実を私自身が判断するにあたって、飯田議員からきちんと話を聞いたほうがいいんじゃないかということで彼に出席を要請したわけですよ。だから、ちょっと先に進みすぎているんじゃないですかというふうに私の立場からすればね、思ってしまうところです。

ここで。じゃあ、海老沢委員。

海老沢委員

今、皆さんの話聞いてて、私も多分その商工会の副会長を受けるか否か、議員を続けるか続けないか否かってのは、これは本人ベースで話せばいいことだと思うんですけども、これを周りごとやかく、とやかく言うってこれ変な表現なっちゃうから。

違う、条例じゃなくて、それをきちんと精査する意味でも、今回改めて、例えば町民の方からおかしいっていう意見があった。どういう意見があって、どのように言われてきたのかって、今村議員に対する質疑も私は必要だと思ってます。

2番に関しては、正直言って当事者同士の喧嘩ぐらいにしか聞き取れない部分もあるんで、先ほど皆さん言ったように言った言わないの話になるんで、これはきちんとした状況

で、提出された方もいるんだから、それを受けて皆さんの判断を待っている方もいるんで、両方の意見を聞かないと、どういう形であれ必要かなと私は思っていますんで、今日の委員会に今村議員が欠席というのは、ちょっと残念だったなって思います。

菊地委員長

はい、だから、どうすればいいんですか。

海老沢委員

今日は、きちんと聞くんならば、兩名揃った時に開くべきだというのが私の考えです。

菊地委員長

色々出ましたけども、これでこの意見を言い合ってもなかなか進まないんで、今日の会議の在り方、まず今日は飯田議員しかおりませんのでね、どうしても1番という課題について意見を聞くということになります。この1番を聞くに当たっては、二人いなければ出来ないものなのかどうかということが出てきます。これは二人いなければ出来ない話でしょうか、まず伺います、この辺を。誰かありましたら。この質問について、この私の質問について意見を言ってください。そのほかにはちょっとね、触れないでください。話がね先に行ったり過去に行ったりして。はい、どうぞ。

櫻井委員

今の質問に関してなんですけども、この二人とも揃っていないければ駄目なのかどうかと行ったところなんですけども、一人ずつ、例えば今日、今村議員がもしも来ていたとしても、同じ場所に二人立ってやるものなんですか。それとも、一人ずつ入れるものなんですか。

菊地委員長

先ほど言いましたように、別々に呼んで聞くという、そういう方法を先ほど提案しました。全く同じに並べてね、やるものではないと。はい、どうぞ。

櫻井委員

であるならば、別に今日、今村議員いなくても、別日に今村議員を呼んでやれば、同じかなというふうに思うんですけども。

菊地委員長

じゃあ皆さん、お諮りします。今日の進め方ですが、今日は飯田議員一人の出席でありますので、このまま飯田議員から色々説明を伺うための委員会にしたいと、そういう方向で進めてよろしいでしょうか。賛成の方の挙手をお願いいたします。

【挙手 4名】

菊地委員長

4名ですね。ですから、今日は飯田議員だけの参考人という形での説明は進めないというふうになりました。

すると、基本的には二人一緒になければならないという、そういうことでよろしいですか。

【異議なしの声あり】

菊地委員長

だから、なかなか日程的にはね、いつになるかわからないという、そういうこともありますので、限られた時間のなかで実施するということで進めていかざるを得ません。その際には、改めて確認しますが、二人同じ席に並べて聞くということではなくて、一人一人それぞれの時間をいただいて行うということになります。

柴田委員は、挙手されましたが、今、決取りましたよ。

柴田委員

今後のちょっと確認なんですけれども、最終の日程が10月11日までに審査報告書を提出するというのが決まっております。今後、例えばですね日程調整するに当たって、どちらかが体調不良、または何かの事情で参加出来ないというこの日が重なれば、開催が

見送られる可能性があります、最終10月11日ということ踏まえて、どのような形になるかちょっと確認をしたいと思います。

菊地委員長

今、そういう意見が出ました。今日は今村議員が体調悪くて出席できませんでしたが、また同じ日程を決めてもね、また同じようなことが有り得るということも考えられます。その際にも今日の進め方を踏襲するということなれば、また延期するということにもつながる、そういうことになると思います。そういうことでよろしいのかなということですよ。

柴田委員

つけ加えさせていただいてもいいですか。

菊地委員長

はい。

柴田委員

今回、審査会を開催するに当たりまして、城里町の町議会での参考資料を読ませていただきました。その資料には、当事者が参加すべき日程にも参加が出来ない内容の会議がありましたけれども、そのまま進められておりました。不在のまま。これは、多分日程の都合等もあることを考慮して進められたのではないかと思います。その辺はどうなんでしょうか。

菊地委員長

それは皆さんで考えてくださいね。はい、勝村委員

勝村委員

柴田委員から出ましたけども、その際は、ケースバイケースで、第1弾は聞かなきゃなんない、二人、二人同時にね、聞いて。代案は、具合が悪くなったら、片方どっちかきつ

と出てくる可能性があれば、ケースバイケースで、それは委員長、取り計らっていただければよろしいかなと思うんですが、どうですか。最初はやっぱり聞かなきゃなんないよ、きちんとした話をね。

菊地委員長

そうだったらば、今日、飯田議員から話聞いたらよかったんじゃないですか、それは。今日がスタートですからね。

勝村委員

賛否取ったんだから、その方向でお願いしますよ。

菊地委員長

まだありますか。和田委員は。

和田委員

例えばね、時間切れ、流会となった場合の、これ、どういうふうになんのかなっていうのをちょっと聞いておきたいなと思うんですが、事務局長、これどうなんです。時間切れ、流会ってなった場合には。

議会事務局長

いくつか考えられるかと思います。ある程度、こうなっていると確定しているものではないので、考えられるものということをご理解をしていただきたいと思います。

まず、冒頭申し上げたいのは、過去に例がないですので、どういうやり方をとるのかは審査員の皆さんの合意があれば、ある程度のところの幅は持てるとは思っております。

まず一つ考えられますのは、条例上、何日以内ということが定められておりますので、その日にちまでに審査ができなかった、そのできなかったというのは、我々が開けなかったとか、開けなかったということも全て含めてです、ので、いわゆる審査ができませんでした、調査ができませんでしたということは考えられるかと思います。簡単な例を出しますと、例えば今日開きますといった時に、ここにいる委員の皆さんの半数以上がコロナになってしまった、そこで半数以上の定義はないんですけど、半数も揃ってないなかで審査

をして結論を出すことも出来ないでしょうということで延び延びにして、それが5回も6回もずっと皆さん、誰かがコロナになって、報告日まで開催できなかったということは、想定としてはできなくはない。じゃあそれは審査ができませんでしたから、今回は審査ができませんでしたっていう話を回答するのが一件。

あともう一つは、今のような理由をつけまして、この期間内に審査ができなかったのも、これはあくまで請求人に対してですけれども、こっからまたさらに審査を延ばしていただきたいと、条例上はこうなっているが、実際にはこのような状況ですので、ここまで審査日を延ばしていただきたいということが二点ですね。

先ほど柴田委員が言われました、その城里町のやつは、うちのほうでも見ました。結局その呼ばれている方が来れない状況っていうのは、やはり城里町の状況でもありましたけれども、その時には来なければ来ない理由というのを、しっかりと委員会のなかで把握をして、確認をして、それで結論を出してたていもありました。それを終わりが決まっているからどうかっていうのは、ちょっと文面だけでは読み取れないところはありますけれども。

最終的に申し上げたいのは、今のような形はですね、こちらの判断だけでとれるものもありますけれども、一番考えなくてはいけないのは、まず25人の町民の方からの請求が出ているというのを、この審査会でしっかりと受け止めて審査をするところなので、そこに対して皆さん、誠実に今、委員会審議を行っているかと思しますので、しっかりとその、延びなら延びた、できなかつたらできなかつたっていう理由を述べればですね、ご理解はしていただけるのかなと思います。ただ、その条例違反かどうかって話になりますと、またいわゆる行政手続のなかにおける、こういう手続をしたのに、これが出てこなかった、そういう恐れはありますが、そういったことも踏まえて、1番は期日内にできることがいいです。で、それ以上のことは、和田議員の言われたことについては、今のご説明のとおりかと思っております。

この件については、しっかりとこの後に調べてみます、もう一度。私からは以上です。

菊地委員長

という説明です。

今後の進め方に移ります。

今日は一人では駄目だということですので、二人参加できる、出席できる日にちを探る



ということで、あらかじめ日程は決められませんのでご了承をお願いします。

もう一点はですね、調査請求された方々への意見の聞くという、説明を受けるという、その日程も皆さんから要望を出されておりました。この日程については、できるだけ早くといいますかね、できるだけ早くといっても私たち議員じゃありませんので、時間を取ってきちっと要請しなきゃいけないという、そういうこともありますので、この点についてはどうしたらいいでしょうか。意見がありましたら。坂本委員。

#### 坂本委員

まずは代表者名がないんで、どの方をどういうふうにお呼びするかという、その問題がそこに出てきますよね。ですから、例えば日にちを委員長と副委員長で決めて、その全員の方に来られる方が来ていただくという一つの方法もあるんじゃないかと。その方法以外にも多分あるとは思いますが、代表者がいない以上は、全部平等だと、書いた方々が。ですから、そのなかで全員にやはり同じ情報を流さなければいけないというのがあるんじゃないか、そういうふうに感じますので、その方法をとられてはいかがなという。これ一つの意見ですが、以上です。

#### 菊地委員長

副委員長とも事務局ともそういう方向でということでは考えておりました。

そのほかございますか。伊藤委員。

#### 伊藤委員

坂本委員と同じ意見なんですけど、25名が平等であって、じゃあここで皆さんに聞いていただきたいのは、25名出席しなかったら、今日みたいに一人でも欠けたら駄目なのか。そういうことはないと思うんですよ。前の会でね、代弁者は今村議員だって言ってることもありますけど。じゃあその参考人のなかで何名でもいいから来てくれれば、その日に予定どおり開催するという形でいいのかどうかというのは決めないと、今日みたいなことになりかねないので、全員出席じゃなくても、その人に出欠を取って、出席してくれる方だけで次の開催なのか、その次の次の開催なのか、やるかやらないかっていうのをしっかり決めていただきたいです。

菊地委員長

そのほかありますか。

じゃあ、今の伊藤委員の意見ですね、全員出席しなければ駄目なのか、あるいは要請ですから、こちらからの。その要請に応じて出席しようという、そういう方だけが集まっていますね、町民の方の意見を聞くという、その方法と二つありますが、どうされますか。

【二択の声あり】

菊地委員長

そうだね。これもね、先ほど言いましたけども、後が定まっている問題ですので、25名を日にちが合うかどうかというのは非常に難しいということをよく考えていただいて、判断をしていただきたいというふうに思いますが、じゃあ、全員出席を求めて、全員出席によって会議を開くということに賛成の方、挙手をお願いします。

【挙手 なし】

菊地委員長

ゼロですね。

じゃあ、要請に応えた方、一人でも二人でも10人でも、その状況の中で審査会を開くということでもよろしいですね。異議なしですね。

【異議なしの声あり】

菊地委員長

確認されました。そういう方向で進めていきます。

そのほか、皆さんから何かあれば。

坂本委員

その際なんですけども、来られた方が複数人いたとしますよね。審査会での意見の聴取の在り方が、多分難しくなるだろうと思うんですよ。ですから、その方たちがまず来られましたら、その方々たちに質問の内容をこちらから提示させて、合意形成を図っていただかないと、先になかなか進まない。例えば5、6人来たとしますよね。いろんな意

見が多分あって、それをまとめながらやるのか、我々は聞くだけなのか、運営の仕方によって結構時間ロス、難しくなると思うんで、ある一定の決められる方法を事務局と委員長と副委員長で、ちょっと決めておいたほうがよろしいんじゃないかなっていう、そんな感じをしましたので、ご検討いただければと思います。

菊地委員長

検討いたします。

そのほかありませんか。

【なしの声あり】

菊地委員長

じゃあ、今出た意見を、これからの副委員長、事務局と相談しながら次回の開催を皆さんに連絡をさせていただきます。そのことを確認して、今日の政治倫理審査会は終わりとなります。

ご苦労様でした。

【午前10時46分 閉会】